

平成20年 No.31

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則

制定理由

学外者（一般市民）への図書の貸出開始に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成20年 3 月14日 附属図書館委員会 審議・承認

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成20年 5 月26日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成20年規則第15号

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則

東京学芸大学附属図書館利用規則（平成18年規則第14号）の一部について，別紙
新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部改正について

改正理由：学外者（一般市民）への図書の貸出開始に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (利用者) 第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。 (1) 東京学芸大学（以下「本学」という。）の<u>役員及び職員</u>（本学において研究活動に従事する研究員等を含む。以下同じ。） (2) 本学の学生（科目等履修生，研究生，特別聴講学生及び特別研究学生を含む。以下同じ。） (3) 本学の元職員 (4) 本学の卒業生 (5) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条で定める学校のうち，大学及び高等専門学校を除く学校に所属する教員（以下「現職教員」という。） (6) 本学と公開講座に関する協定を締結する高等学校に在学し， 本学が開講する授業を受講する生徒 (7) その他本学が所蔵する図書及びその他の資料の<u>利用</u>を希望する学外者 〔省略〕 (利用証の交付) 第6条 利用者は，所定の申込書に必要事項を記入の上，身分証明書又はこれに	〔省略〕 (利用者) 第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は，次のとおりとする。 (1) 東京学芸大学（以下「本学」という。）の<u>職員</u>（本学において研究活動に従事する研究員等を含む。以下同じ。） (2) 本学の学生（科目等履修生，研究生，特別聴講学生及び特別研究学生を含む。以下同じ。） (3) 本学の元職員 (4) 本学の卒業生 (5) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条で定める学校のうち，大学及び高等専門学校を除く学校に所属する教員（以下「現職教員」という。） (6) 本学と公開講座に関する協定を締結する高等学校に在学し， 本学が開講する授業を受講する生徒 <u>（以下「公開講座受講生徒」という。）</u> (7) その他本学が所蔵する図書及びその他の資料の<u>閲覧</u>を希望する学外者 〔省略〕 (利用証の交付) 第6条 <u>第2条第1号から第6号までの</u>利用者は，所定の申込書に必要事項を記

代わるものを提示し、図書館利用証（以下「利用証」という。）の交付を受けるものとする。ただし、第2条第2号に規定する者のうち、学生証に図書館利用者番号を貼付した者は、これを利用証に代えるものとする。

〔省略〕

（遵守事項）

第24条 利用者は、図書館内において係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 資料、機器又は施設を汚損又は毀損しないこと。
- (2) 静粛にすること。
- (3) 図書館への届出なしに、掲示又は張り紙をしないこと。
- (4) 喫煙及び指定場所以外での飲食をしないこと。
- (5) 携帯電話を使用しないこと。
- (6) その他他の利用者に迷惑をかける行為をしないこと。

（利用の制限）

第25条 館長は、この規則に違反した者又は係員の指示に従わない者に対して、図書館の利用を制限又は停止することができる。

- 2 館長は、他の利用者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある者に対し、入館を断り、又は退館を命ずることができる。
- 3 館長は、試験期間中において閲覧室等が非常に混雑している場合等、本学の研究、教育又は学習上支障を及ぼすおそれがあると認めた場合は、学外者の利用を制限することができる。

〔省略〕

附 則

この規則は、平成20年5月26日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

入の上、身分証明書又はこれに代わるものを提示し、図書館利用証（以下「利用証」という。）の交付を受けるものとする。

〔省略〕

（遵守事項）

第24条 利用者は、図書館内において係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 資料、機器又は施設を汚損又は毀損しないこと。
- (2) 静粛にすること。
- (3) 図書館への届出なしに、掲示又は張り紙をしないこと。
- (4) 喫煙又は飲食をしないこと。
- (5) 携帯電話を使用しないこと。
- (6) その他他の利用者に迷惑をかける行為をしないこと。

（利用の制限）

第25条 館長は、この規則に違反した者又は係員の指示に従わない者に対して、図書館の利用を制限又は停止することができる。

- 2 館長は、他の利用者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれある者に対し、入館を断り、又は退館を命ずることができる。
- 3 館長は、試験期間中において閲覧室が非常に混雑しているなど、研究、教育又は学習上支障を及ぼすおそれがあると認めた場合は、学外者の利用を制限することができる。

〔省略〕

別表 1 (第 9 条関係)

利用者	図 書		雑 誌	
	冊 数	期 間	冊 数	期 間
本学の <u>役員</u> , 職員, 大学院 生及び本学の 元職員	12 冊以内	1 月以内	3 冊以内	1 日以内
上記以外の 本学学生	6 冊以内	2 週間以内	3 冊以内	1 日以内
<u>その他</u>	6 冊以内	2 週間以内	_____	_____

〔注〕 削除〕

〔省略〕

別表 1 (第 9 条関係)

利用者	図 書		雑 誌	
	冊 数	期 間	冊 数	期 間
本学の職員, 大学院生 及び本学の 元職員	12 冊以内	1 月以内	3 冊以内	1 日以内
上記以外の 本学学生	6 冊以内	2 週間以内	3 冊以内	1 日以内
<u>卒業生</u> , <u>現職教員及び</u> <u>公開講座受講</u> <u>生徒</u>	6 冊以内	2 週間以内	_____	_____

注)

- ・図書の館外貸出期間は、貸出期間内に所定の手続きをとることにより、1 回に限り 1 週間延長できる。ただし、その図書が他の利用者に予約されているときは、延長することができない。
- ・図書館資料の貸出期間を超過した者は、その資料を返却するまで新たに貸出しを受けることができない。

〔省略〕